

川崎市告示第165号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10に規定する臭気指数の算定の方法について（平成28年川崎市告示第513号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

2 装置及び器具（2）イ（ア）無臭水製造装置中「日本産業規格 K0102」を「日本産業規格 K0102-1」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。